

和歌山県警察犯罪被害者カウンセラー運営要綱の制定について（例規）

（制定：令和２年６月10日 広、生企、刑企、交企、公第36号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者並びにその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、直接的な被害だけでなく、精神的、経済的被害等の二次被害を受けていることから、犯罪被害者等の被害を軽減又は回復し、再び地域で平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に対する事件・事故直後の危機介入及び犯罪被害者支援活動に当たる警察職員への専門的な助言・指導等を行うため、「和歌山県警察犯罪被害者支援カウンセラー運営要綱」を別記のとおり定め、令和２年６月10日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別記

和歌山県警察犯罪被害者支援カウンセラー運営要綱

第１ 目的

この要綱は、和歌山県警察犯罪被害者カウンセラー（以下「犯罪被害者カウンセラー」という。）の運営について必要な事項を定めることにより、犯罪被害者カウンセラーの効果的な運用を図り、もって、犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復、犯罪被害者支援活動に当たる警察職員への専門的な助言指導並びに当該警察職員の代理受傷等に対する精神的ケアを行うことを目的とする。

第２ 支援対象となる犯罪被害者等

支援対象となる犯罪被害者等とは、次に掲げる犯罪被害者等のうち精神的打撃が大きく、その者が支援を希望し、かつ、当該事案の捜査（調査を含む。）を担当する所属の所属長（以下「所属長」という。）又は警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）が支援を要すると認める者をいう。

- 1 指定被害者支援員制度及び運用要領（平成29年８月17日付け相、務、生企、刑企、交企、公第46号）の第４に定める支援を必要とする犯罪被害者等
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）等が適用される行政措置対象事案の犯罪被害者等

第３ 犯罪被害者カウンセラー

- 1 警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）に犯罪被害者カウンセラーを置く。
- 2 犯罪被害者カウンセラーは、広報県民課の職員のうち、公認心理師又は臨床心理士の心理専門資格を有する者を充てる。
- 3 犯罪被害者カウンセラーは次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 犯罪被害者等のうち精神的被害の大きい者又は大きな精神的被害が予想される者に対する心理教育等の危機介入

- (2) 犯罪被害者等に対するカウンセリング
 - (3) 犯罪被害者支援活動における精神科医、公認心理師、臨床心理士その他専門的知識を有する者との連携及び必要な場合における二次被害を配慮した引継ぎ
 - (4) 犯罪被害者等の要請に基づく病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添い等の直接的支援
 - (5) 警察職員に対する犯罪被害者等への対応方法に関する必要な助言、指導及び教養
 - (6) 犯罪被害者支援活動に従事した警察職員の代理受傷等に関する精神的ケア
 - (7) 犯罪被害者等に関する調査及び研究
 - (8) その他犯罪被害者支援に関し、広報県民課長が必要と認めた事項
- 4 犯罪被害者カウンセラーは、任務の実施状況を犯罪被害者カウンセラー活動報告書（別記様式第1号）に都度記録し、当該報告書を広報県民課長に提出するものとする。

第4 派遣要請等

1 派遣要請

- (1) 所属長は、犯罪被害者等の精神的被害が大きく、犯罪被害者カウンセラーによる危機介入等が必要であると認めたときは、広報県民課長に犯罪被害者カウンセラーの派遣を要請するものとする。
- (2) 所属長は、犯罪被害者支援活動に従事する警察職員が犯罪被害者カウンセラーの助言、指導、教養及び精神的ケアを受ける必要があると認めたときは、広報県民課長に犯罪被害者カウンセラーの派遣を要請するものとする。
- (3) 派遣要請は、犯罪被害者カウンセラー派遣要請書（別記様式第2号）により行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話で要請するものとし、事後速やかに当該要請書を広報県民課長に提出するものとする。

2 派遣

- (1) 広報県民課長は、派遣要請を受けた場合において、必要と認めるときは、犯罪被害者カウンセラーを派遣するものとする。
- (2) 広報県民課長は、事案の発生を認知し、犯罪被害者等に大きな精神的被害が予想されると認められるときは、所属長からの派遣要請がなくとも、犯罪被害者カウンセラーを派遣することができる。

3 協議

所属長は、犯罪被害者カウンセラーの運用に関して疑義が生じたときは、広報県民課長と都度協議するものとする。

第5 犯罪被害者支援アドバイザー

1 委嘱

- (1) 犯罪被害者支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、精神科医、公認心理師及び臨床心理士の心理専門資格を有する者の中から、犯罪被害者等支援の趣旨に賛同し、警察からの協力依頼に承諾した者を警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する。
- (2) アドバイザーの委嘱は、広報県民課長が本部長に適任者を推薦し、本部長がその者を適任と認めたときは、その者に委嘱状（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

- (3) 本部長は、アドバイザーに病気、事故その他必要な適格性を欠くと認められる相当な事由があつて犯罪被害者カウンセラーからの相談を受理できないと認める場合は、アドバイザーを解嘱することができる。

2 任期

- (1) アドバイザーの任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 年度途中において、アドバイザーに委嘱された場合の任期は、委嘱日から当該年度終了日までの間とする。

3 任務

アドバイザーは、犯罪被害者カウンセラー及び前記「指定被害者支援員制度及び運用要領」で定める指定被害者支援員が支援対象者となる犯罪被害者等に対して行う活動に関し、必要な助言又は指導を行うとともに、犯罪被害者等の支援業務に従事する警察職員に対して、専門的知識及び技能に関する助言、指導、教養等を行う。

4 秘密の保持

アドバイザーは、任期中及びその後においても、任務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 運用要領

- (1) 犯罪被害者カウンセラーがアドバイザーから助言・指導を受けるときは、原則としてアドバイザーを直接訪問して行うこととする。ただし、事案の緊急性や地理的条件等からアドバイザーを直接訪問することが不適当と認められるときは、事前に広報県民課長の承認を得た上で、電話又は文書（ファクシミリを含む。）により助言・指導を受けることができる。
- (2) 犯罪被害者カウンセラーは、アドバイザーから助言・指導を受けたときは、当該内容を犯罪被害者支援アドバイザー運用結果報告書（別記様式第4号）により広報県民課長に報告するものとする。

第6 留意事項

- 1 所属長は、犯罪被害者等の精神的被害に対する初期対応の重要性について職員に周知徹底するとともに、犯罪被害者カウンセラーの派遣を積極的に要請すること。
- 2 所属長は、犯罪被害者支援に従事したことにより精神的負担が過重となっている警察職員を認めたときは、積極的に犯罪被害者カウンセラーに相談できるように配慮すること。
- 3 派遣先の所属長は、犯罪被害者カウンセラーと緊密な連携を図り、効果的な犯罪被害者支援に努めること。
- 4 犯罪被害者カウンセラー及び派遣先の所属長は、危機介入やカウンセリングの実施に当たり、二次被害の防止と精神的負担の軽減のため、警察署相談室や警察施設以外の相談場所の使用、実施時間の調整、送迎、付添い等、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細やかな対応を行うこと。

（別記様式省略）